

第4節 投資運用業

I 投資運用業者の推移（資料1参照）

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

2024年6月末現在の投資運用業者数は430社（投資信託委託業者112社、投資法人資産運用業者114社、投資一任業者343社、自己運用業者55社）となっている。

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

II 投資法人の推移

2024年6月末現在の登録投資法人は128社（不動産投資法人122社、インフラ投資法人5社、証券投資法人1社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）58社の運用資産残高の合計は、2024年6月末で23兆5,250億円（前年比1.04%増）となっている。

2023年7月以降、IPOを伴う新規上場はない。

III 運用資産の推移

投資信託の純資産残高は、2024年6月末で公募投信237兆3,889億円（前年比26.64%増）、私募投信117兆9,307億円（同7.95%増）となっている。

投資一任契約の資産残高は、2024年3月末で561兆6,162億円（同17.45%増、一般社団法人日本投資顧問業協会会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、1兆1,578億円（2023年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計）となっている。

IV 投資運用業者に対する行政処分

2023年7月以降、投資運用業者に行政処分は行っていない。

(資料1)

金融商品取引業者(投資運用業)数の推移

(業者数)

